

健 発 0825 第 4 号

令 和 4 年 8 月 25 日

各 { 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 } 殿

厚生労働省健康局長

(公 印 省 略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則
の一部を改正する省令の公布について

本日、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第116号）が公布されたところ、改正の趣旨等は下記のとおりですので、御了知の上、関係機関等へ周知いただくとともに、その適切な運用に御配慮をお願いします。

記

1 改正の趣旨

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第12条第1項の規定により医師に対して義務付けられている届出（以下「発生届」という。）について、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）に関しては、感染拡大の状況を踏まえ、高齢者等重症化リスクの高い者への対応に集中できるように、緊急避難措置として、一定の要件の下、都道府県知事の届出を受けて厚生労働大臣が当該都道府県名を告示することで、発生届の範囲を限定することを可能とするため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号。以下「規則」という。）の一部を改正する。

2 改正の内容

新型コロナウイルス感染症について、発生届に関する事務を処理することによって、新型コロナウイルス感染症の患者が良質かつ適切な医療を受けることが困難になるおそれがあると都道府県知事が認める場合であって、かつ、当該都道府県知事が、当該感染症の患者を診断した医師の報告に基づき、日ごとの当該患者の総数及び日ごとの当該患者の年代別の総数を毎日公表する場合には、当該都道府県知事が区域内の保健所設置市等の意見を聴いた上で、厚生労働大臣に対しその旨の届出を行い、厚生労働大臣が当該届出のあった当該都道府県の名称の告示を行うことにより、当該都道府県において下記の者に発生届を限定する事を可能とする。

- ・ 高齢者
- ・ 入院の必要がある者
- ・ 当該感染症が重症化するおそれがある場合の治療に使用される薬剤（規則附則第2条の2第4項第4号の規定に基づき厚生労働大臣が定める薬剤）若しくは酸素の投与といった医療の提供が必要となるおそれのある者
- ・ 妊婦

3 施行期日

公布の日から施行する

4 留意事項

- ・ 本改正による発生届の範囲の限定の取扱いについては、当該都道府県が厚生労働大臣に届出を行った日からではなく、届出のあった都道府県の名称を厚生労働大臣が告示した日からであることに御留意いただきたい。
- ・ 規則附則第2条の2第4項第4号の規定に基づき厚生労働大臣が定める薬剤については、別添の告示（令和4年厚生労働省告示第255号）を御参照いただきたい。

○厚生労働省告示第二百五十五号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）附則第二条の二第四項第四号の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則附則第二条の二第四項第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める薬剤を次のように定める。

令和四年八月二十五日

厚生労働大臣 加藤 勝信

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則附則第二条の二第四項第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める薬剤

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則附則第二条の二第四項第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める薬剤は、次に掲げるものとする。

- 一 カシリビマブ（遺伝子組換え）・イムデビマブ（遺伝子組換え）
- 二 ステロイド薬
- 三 ソトロビマブ（遺伝子組換え）

- 四 トシリズマブ (遺伝子組換え)
- 五 ニルマトレルビル・リトナビル
- 六 バリシチニブ
- 七 モルヌピラビル
- 八 レムデシビル